

平成 14 年商法改正に関する解説  
(基礎編)



International Legal Services

T M I 総合法律事務所 編

Copyright © 2003, TMI Associates  
All rights reserved.

## - 改正商法の概要 -

平成 15 年 4 月 1 日作成  
平成 16 年 10 月 15 日改訂

### 1. はじめに

平成 14 年 5 月に「商法等の一部を改正する法律」（平成 14 年 5 月 29 日公布・法律第 44 号）が成立し（以下「改正法」という）、平成 15 年 4 月 1 日から施行された。今回の改正は、平成 13 年から行われてきた一連の商法改正の一環として行われたものであり、これにより大規模な商法改正は一段落する。

### 2. 機関関係

改正法は、企業統治（コーポレート・ガバナンス）、株主総会、取締役の報酬及び計算書類の監査等、機関関係の規定に関する大幅な改正を含むものである。今回の改正は、アメリカ型コーポレート・ガバナンスの導入や株主総会手続の簡素化などの原則の確立をめざすものである。

### 3. 株式制度

株式制度に関しては、平成 13 年 11 月に成立した「商法等の一部を改正する法律」（本年 4 月 1 日より施行、以下「平成 13 年 11 月改正法」という）において様々な改正が行われたが、改正法においても、種類株主の取締役・監査役の選解任権、株券失効制度の創設、所在不明株主の株式売却制度の創設、端株の買増制度の創設などを内容とする改正が行われた。株式制度に関する改正も会社の事務手続の負担を軽減するとともに、日本企業に対する投資の促進を図るものである。

### 4. 計算規定

企業経営の会計基準の変更への迅速な対応を確実にすべく、資産評価等に関する具体的規定は法務省令に委任された。また、改正法は、情報開示の観点から、商法特例法上の大会社に、連結計算書類の作成を義務付けた。

### 5. その他

現物出資等について弁護士等による財産価格の相当性に関する証明があれば、裁判所の選任する検査役の調査は不要とされた。また、資本及び法定準備金（資本準備金及び利益準備金）の減少手続が合理化され、外国会社の営業所設立義務が廃止された。

## 第1 機関関係

### 1. 委員会等設置会社制度の導入

#### (1) 対象会社

株式会社は、設立に際し、取締役会、代表取締役、監査役(会)を設置しなければならない。

監査役の役割は、会社の経営から独立して、業務監査及び会計監査を行うものである。監査役は、会社の決算監査のために選任される会社外部の会計監査人と区別される。

改正法は、以下の会社が、会社の業務執行を監督する3つの委員会を設置することを定款で定めることにより、監査役を置かないことを選択できることとした。

資本の額が5億円以上又は最終の貸借対照表の負債の部に計上した金額の合計額が200億円以上の商法特例法上の大会社(以下「大会社」という)

資本の額が1億円を超える株式会社で会計監査人の監査を受ける旨を定款で定めた会社(以下「みなし大会社」という)

この制度は、定款の定めによる選択的なものであり、これを選択しなかった会社については現行の制度が引き続き適用されることになる。

#### (2) 委員会及び執行役

委員会等設置会社制度を採用した大会社及びみなし大会社(以下「委員会等設置会社」という)は、以下の3つの委員会を設けなければならない。

株主総会に提出する取締役の選任及び解任に関する議案の内容を決定する指名委員会

取締役及び執行役の職務の執行を監査する監査委員会

取締役及び執行役の報酬の内容を決定する報酬委員会

それぞれの委員会は取締役会決議により選任される3名以上の取締役により構成され、その過半数は社外取締役<sup>1</sup>でなければならない。

また、新制度を採用した大会社及びみなし大会社は、執行役及び代表執行役の設置が義務付けられる。執行役及び代表執行役は取締役会

---

<sup>1</sup>社外取締役とは、その会社の業務を執行しない取締役であって、過去にその会社又は子会社の業務を執行する取締役又は支配人その他の使用人となったことがなく、かつ、現に子会社の業務を執行する取締役又はその会社若しくは子会社の支配人その他の使用人でない者をいう。

により選任され、その任期は1年<sup>2</sup>である。委員会等設置会社には代表取締役は置かれず、代表執行役が会社を代表して業務を執行する。

### (3) 執行と監督の分離

委員会等設置会社においては、業務執行機関たる執行役は、取締役会から業務に関する決定権限について大幅な委任を受け、迅速な決定を行いつつ柔軟に業務執行を行うことが可能となる。他方、監督機関たる取締役会は、経営の基本方針・執行役の職務分掌等の基本的な事項について決定を行うほかは、取締役・執行役の職務執行の監督に徹することが図られている。

このように、委員会等設置会社においては、経営陣の職務執行の妥当性を監督する機能が業務執行機関から分離される。そして、取締役会の監督権限を充実・強化するため、社外取締役を中心とする取締役で構成される3つの委員会の設置が義務付けられ、各委員会が業務執行と独立した地位でそれぞれの担当する意思決定を行うことができるよう配慮されている。取締役は業務執行をすることができないが、取締役が執行役を兼任して執行役としての立場で業務執行をすることは認められている。

### (4) 取締役及び執行役の責任、取締役の任期等

委員会等設置会社においては、かかる取締役会の監督機能の強化を背景として、取締役及び執行役の責任は、旧法における取締役の責任より緩和されている。また、一定の条件のもとに、貸借対照表及び損益計算書の確定のみならず、利益処分等についても取締役会の承認があったときに定時総会の承認があったものとみなされる。利益処分案の承認が株主総会から取締役会の権限に移譲されたため、株主の利益を保護するため取締役の任期が1年<sup>3</sup>に短縮された。

## 2. 重要財産委員会制度の導入

### (1) 対象会社

重要財産委員会を置くことができるのは、委員会等設置会社になる

---

<sup>2</sup> 「他の執行役在任中新たに就任した執行役の任期は、他の残任執行役の残存期間とする。」という定款規程も、委員会等設置会社の任期規定の立法趣旨に反するものではないので可能である（法務省民事局商事課「商法等改正法（平成14年法律第44号）等の施行に伴う商業登記事務の取扱に関する質疑応答」）。

<sup>3</sup> 「他の取締役在任中新たに就任した取締役の任期は、他の残任取締役の残存期間とする。」という定款規程も、委員会等設置会社の任期規定の立法趣旨に反するものではないので可能である（法務省民事局商事課「商法等改正法（平成14年法律第44号）等の施行に伴う商業登記事務の取扱に関する質疑応答」）。

ことを選択しなかった大会社及びみなし大会社であって、取締役の数が10人以上であること、及び取締役のうち1人以上が社外取締役であることという要件を満たすもののみである。

(2) 重要財産委員会

重要財産委員会は、3人以上の取締役から構成され、「重要な財産の処分または譲り受け」及び「多額の借財」を決定する権限を有する。旧法において上記事項は、取締役会の決議事項とされている(商法260条2項1号及び2号)。上記1(2)で述べた委員会と異なり、社外取締役は、重要財産委員会のメンバーとなることは要求されていない。これにより、取締役の人数が多く機動的に取締役会を開催することが困難な大会社又はみなし大会社において上記事項に関する迅速な意思決定が可能となる。

3. 株主総会の規制緩和

(1) 株主の議題等提案権

改正法は、株主の議題提案権及び議案の招集通知掲載請求権を、総会の会日より8週間前には行使しなければならないとした。旧法は、総会の会日より6週間前にこの権利を行使しなければならないとしていた。

これは、会社が株主の請求に対応して招集通知にかかる議案を掲載した上で印刷・発送等を行うための期間を2週間延長し、会社による株主総会の準備に配慮したものである。

(2) 少数株主の招集権

改正法は、少数株主の株主総会の招集請求権の要件を変更した。改正法において、少数株主は、請求があった日から8週間内の日を会日とする総会の招集の通知が発せられなかったときに初めて自ら総会招集請求権を行使できる。旧法は、この要件を株主の請求があつてから会社が6週間内の日を会日とする総会の招集通知を発しない時としていた。

少数株主の招集権についても(1)と同様の理由から、会日までの期間を2週間延長したものである。

(3) 株主総会等の特別決議の定足数の緩和

旧法は、株主総会の特別決議について、総株主の議決権の過半数を

有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上にあたる多数をもってする旨を規定していた。

しかし、議決権行使に関し、無関心な株主（特に機関投資家）が増加し、特別決議の定足数を満たすことが困難となっている。そこで、改正法は、定款の定めにより、特別決議の定足数を議決権総数の過半数ではなく 3 分の 1 まで緩和することを認めた。

また、改正法は、社債権者の利害に重大な影響を及ぼす事項に関する社債権者集会の決議については、定款の定めがなくても、定足数を総社債権者の議決権の 3 分の 1 に緩和することとした。

#### (4) 株主総会招集手続の簡素化等

##### 株主総会招集手続の簡素化

改正法は、当該総会において議決権を行使することができるすべての株主の同意があるときは、招集手続を経ずに株主総会を開催することができるものとした。

##### 株主総会招集通知の発出から会日までの期間の短縮

改正法は、旧法どおり株主総会招集通知の会日の 2 週間前の発出を原則としつつ、株式譲渡制限会社においてのみ、定款でこの期間を 1 週間まで短縮する旨を定めることを認めた。

##### 書面等による株主総会決議

改正法は、総会の決議の目的である事項について取締役又は株主から提案があった場合において、当該事項について議決権を行使することができるすべての株主が、書面又は電磁的方法によって当該提案に同意したときは、総会を実際に関くことなく当該提案を可決する総会の決議があったとみなすこととした。

#### 4. 取締役の報酬規制

取締役の報酬は、定款あるいは株主総会において定めなければならない。取締役に対して、業績連動型の賞与等、不確定金額の報酬や金銭以外の報酬を与えるときは、株主総会の決議時点において確定的な金額を定めるのは、非常に困難であると指摘されていた。

そこで、改正法は、不確定金額を報酬とする場合においてはその具体的な算定方法を、金銭以外のものを報酬とする場合においてはその具体的な内容を定めるものとした。そして、当該議案を提出した代表取締役は、株主総会においてその報酬を相当とする理由を開示しなければならないとした。

ストックオプションについては、平成 13 年 11 月改正法により、新株予約

権の有利発行として取り扱われることとなったため、上記報酬規制の対象とならないと解されている。

#### 5. 大会社以外の株式会社における会計監査人による監査

大会社は、その計算書類等につき監査役の監査のほか会計監査人の監査を受けなければならないが、かかる大会社においては、会計監査人及び監査役の適法意見があることを条件として、取締役会の承認によって貸借対照表及び損益計算書が確定し、定時総会の承認を要しないものとされている。

改正法は、みなし大会社も、上記取扱いを利用できるとした。

## 第2 株式関係

### 1. 種類株主の取締役・監査役の選解任権

改正法は、株式譲渡制限会社が、定款において、異なる種類の株主が取締役及び監査役の選解任について内容の異なる権利を有することを定めることを認める。例えば、A種類株式の株主は5人の取締役のうち、3人を選任する権利を有し、B種類株式の株主は、残り2人の取締役を選任する権利を有するとすることができる。各種類の株主は、それぞれの種類の株主総会においてそれぞれの権利を行使することができる。

改正法は、ベンチャー・キャピタルが日本において資金調達を行うに際し、通常なされる株主間の合意の有効性を法律上保障しようとするものである。これにより、株式譲渡制限会社は、取締役の選解任につき、株主に対し、出資割合や事業への関与の度合いに応じて、異なる種類の株式を割り当てることができる。

### 2. 株券失効制度の創設

改正法は、株主が株券を喪失した場合、会社がより簡便に株券を再発行することができるよう、簡便な株券失効制度を新たに創設した。旧法においては、喪失株券に関し、株主は公示催告を申し立て、除権判決を得て当該株券を無効とした上で、株券の再発行を請求しなければならなかった。

株券失効制度のもとでは、基本的に株券の喪失者がその発行会社に対して、株券喪失登録の申請をし、発行会社が株券喪失登録簿に喪失登録をしてそれを一般に閲覧させる。株券喪失登録について株券所持人による登録異議の申請がなければ、その株券喪失登録のなされた日の翌日から起算して一年を経過した日に当該株券は失効し、その株券の喪失登録を申請した者は、株券の再発行を請求することができるものとされている。

### 3. 所在不明株主の株式売却制度等の創設

旧法上、株主名簿上に記載又は記録した株主の住所に宛てて発した通知又は催告が継続して5年間到達しないときは、会社は株主に対し、通知又は催告をすることを要しないとされていた。しかし、そのような株主についても株主としての管理を省くことができず、株式事務の合理化の支障になっていた。

そこで、改正法は、株式事務の合理化を図るため、所在不明株主の株式売却制度を創設し、上述の期間および態様において会社が発した通知または催告が株主に到達せず、当該株式につき前記所在不明株主が継続して5年間所定の住所において利益・利息の支払を受領していない場合は、会社は、所在不明株主の有する株式を取締役会決議をもって売却することによって、株主としての地位を失わしめることができるとした。会社が所在不明株主の株式を売却するには、原則として競売によることになるが、競売に代えて、売却又は取締役会の決議をもって当該株式を自ら買い受けることもできる。会社が所在不明株主の株式を売却する場合は、取締役会において所在不明株主の有する株式を売却する旨決議し、所定事項を公告するとともに、当該株式にかかる株主名簿上の株主に対して通知しなければならない(会社は株式売却代金を法務局に供託することによりかかる支払義務を免れることができる)。

### 4. 端株等の買増制度

改正法は、端株主に対して、その有する端株と併せて一株となるべき端株を売り渡すよう、会社に請求することができる制度を設けた。また、単元株制度(会社の指定する株式数をもって1単元の株を構成するとし、1単元の株につき1議決権が認められる)を採用した会社については、改正法は、単元未満株式についても同様の買増制度を設けた。

## 第3 計算関係

### 1. 計算関係規定の省令委任

現在、商法を改正するには、国会の承認が必要である。この手続上の障害が、めまぐるしく変化する経済状況に照らし、旧法の会計規定が時代遅れであると批判されるゆえんである。

より柔軟な取り扱いを可能にするため、改正法の下で会計規定は、法務省令に委任されることとなった。改正法からは、例えば、株式会社の会計帳簿に記載すべき財産の価額の評価方法、貸借対照表等の記載事項及び記載方法、並びに配当可能限度額及び中間配当可能限度額の算定等の会計規定が姿を

消した。

今回の改正は、一般的に会社に適用される商法会計と上場会社に適用される証券取引法会計との整合性を確保するものである。

## 2. 大会社についての連結計算書類の導入

改正法は、大会社（みなし大会社は含まれない。また、当分の間、有価証券報告書提出会社に限る。）について、連結計算書類の作成を義務付ける。連結計算書類が監査役（又は監査委員）及び会計監査人の監査を受け、取締役会の承認を得た場合、代表取締役は定時株主総会で株主へ報告することとした。

## 第4 その他

### 1. 現物出資、財産引受及び事後設立の目的たる財産の価格の証明

現物出資、財産引受及び事後設立について、旧法は、原則として、裁判所の選任する検査役が調査をすることを要件としていた。この調査は、多額の費用と相当の期間を要すると批判されていた。さらに、所要期間を正確に予測することが困難なため、組織再編のスケジュールを立てにくい原因となっていた。

そこで、改正法は、目的たる財産の価格の相当性について弁護士等の証明（目的たる財産が不動産の場合は、弁護士等の証明及び不動産鑑定士の鑑定評価）があれば裁判所の選任する検査役の調査は要しないとし、同時に、評価の適正を確保すべく弁護士等にその専門家等としての責任を負わせるものとした。

### 2. 資本減少手続等の合理化

旧法では、資本減少についての株主総会の特別決議の内容が不明確・不十分であったため、改正法は、資本減少について株主の特別決議を得なければならない事項を明記した。

また、旧法は、債権者保護手続としての公告及び催告の内容についても、一定の期間内に異議を述べるべき旨の公告及び催告をすることを要求するだけで、資本減少の内容が債権者にとって不明確であったため、改正法は、公告及び催告すべき事項について具体的な規定を設けた。

なお、法定準備金（資本準備金及び利益準備金）の減少の手続についても、資本減少と同様の合理化が図られることとされた。

### 3. 外国会社の営業所設置義務の廃止等

旧法のもとでは、外国会社が日本で取引を継続して行う場合、日本における代表者を定めかつ営業所を設け、その営業所について登記することが要求されていた。しかし、ダイレクトメール、インターネットによる取引が急速に進展し、営業所の設置を要求することが適切ではなくなってきたことから、改正法は、営業所設置義務を撤廃した。なお、日本で取引を継続して行うが日本に営業所を置かない外国会社は、引き続き日本における代表者を定め、その会社につき登記をしなければならない。

他方、日本国内の債権者の利益保護を図るため、改正法は、株式会社と同種または類似の外国会社に対し、貸借対照表の公告義務を課し、また外国会社が日本から撤退する場合の債権者保護手続を義務づけることとした。

以上